

天龍村障害者活躍推進計画

| | |
|---------------------------|--|
| 機関名 | 天龍村役場・天龍村教育委員会 |
| 任命権者 | 天龍村長・天龍村教育委員会 教育長 |
| 計画期間 | 令和2年(2020年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日(5年間) |
| 天龍村における障害者雇用に関する課題 | 天龍村役場においては、職員総数50名程度であり、障害者の法定雇用数は1名であるが、平成27年3月に障害者が1名退職して以降、採用者がいない状況である。 これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 |
| 目 標 | |
| 1 採用に関する目標 | ○ 計画期間内に新たに障害者1名の採用を目指す。 (評価方法) 任免状況通報により確認 |
| 2 定着に関する目標 | ○ なし ※現在、在籍している障害者がいないため、雇用がされてから障害者である職員の定着状況データを把握予定。 |
| 取組内容 | |
| 1 障害者の活躍を推進する体制整備 | ○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、人事及び職員定数管理担当)を整備するとともに、組織外の関係機関である飯田公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。 ○ 役割分担については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。 |
| 2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出 | ○ 今後採用する障害者の能力や希望を踏まえ、毎年実施している人事評価面談の際、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 |
| 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○ 今後採用する障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4 その他 | ○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援や配慮に努める。 |